

成尋の天台山・五台山巡礼と宋朝の対応

高橋弘臣

はじめに

『参天台五台山記』とは、日本の天台宗の僧侶成尋が七名の弟子とともに一〇七二年（日本延久四年、宋熙寧五年）、北宋時代の中国へわたり、天台山・五台山へ巡礼に赴いた際の見聞を、日記形式で綴った書物である。『参天台五台山記』に関しては、これまでに数多くの研究が発表されており、仏教史はもとより、日中交流史・交通史・社会経済史等の観点から、多様な分析が為されてきた。しかしながらそれらを通観すると、いまだ検討を加えるべき点も若干はあるが存在するようである。

例えは『参天台五台山記』に関する研究には、成尋を受け入れた宋朝の対応について、本格的な検討を加えたものは少ないようと思われる。宋朝が外国から来た僧侶をどのように扱ったのかを詳しく伝える宋朝側の史料は意外に乏しく、その点『参天台五台山記』は貴重な記事を豊富に提供してくれるのである。

周知の如く、北宋時代には成尋を含めた日本人僧侶が、天台山・五台山等への巡礼を目的として中国へ渡った。ところが日本人僧侶を受け入れた宋朝は、彼らを単なる巡礼僧ではなく、事実上の朝貢使節と見なし、将来正式の使節を招くための布石として利用しようともくろみ、それ故彼らを厚遇したとの指摘が為されている^①。しかし宋朝が成尋等の日本人僧侶を厚遇したといつても、その全貌が必ずしも明らかになっている訳ではないし、厚遇の背景や

理由についてもさうに検討を加える余地が残されている。

そこで本稿では、成尋が入宋した後の宋朝の対応を六つの時期に分けて検討し、さらにその背景について、宋朝の外交政策や日本・中国の仏教界の状況と関連づけて検討を加えてみたい。

一 宋朝の対応

1 杭州到着～天台山へ出発するまでの対応

延久四年（宋熙寧五年、一〇七二）三月十九日、成尋とその一行（弟子の頼縁・聖秀・惟觀・心賢・善久・長命・快宗の七名）は宋船に乗り、肥前松浦郡壁島を秘密裏に出航した。成尋はかねてより五台山巡礼の願望を抱いており、延久二年、渡航を求める申し文を後三条天皇に提出したが、裁可を得られなかつたため、やむを得ず事実上の密航という形を取つたのである。航海の途中、成尋一行は船酔いに苦しみ、また曇り空が続いて星が見えないため、方角もわからずただ風にまかせて船を走らせるなどということもあった（三月二十日条）が、どうにか四月十三日、杭州の湊口に到着した。

成尋一行は翌十四日、運河によって杭州城内へ入り、申の刻、問官（市舶司^②）の門前に到着した。十五日は一日中船の中で過ごし、十六日、船から降りて客商の官舎にいると、問官の官が轎子に乗り、多くの従者を連れてやって來たので、成尋は申文を差し出した。この申文は六月五日条にその全文が

見えており、要するに台州の天台山へ赴いて焼香し、羅漢を供養したいが、自分達は外国僧であるため、関所や渡し等において一々尋問されずすむよう通行許可書を発行していただきたい、という内容である。これに対し問官は一瞥した後返却し、明日、自ら杭州府に参じ提出するようと述べた。十九日には陳詠という中国人がやつて来て、成尋一行の通訳となる約束をした。陳詠は過去に五回も日本を訪れたことがあり、これ以降成尋と絶えず行動をともにし、通訳として大きな働きをしている。

成尋は二十六日、通訳の陳詠とともに杭州府の役所に参じ、申文を正式に提出した。この後成尋一行は申文が裁可されるのを待つことになるが、杭州府の対応は好意的であった。即ち五月一日、成尋一行が逗留している宿舎の家主張賓（成尋は張三郎と呼んでいる）がやって来て、申文に家主の名を書き加えなければならないと言つて府の役所へ赴いた。張賓は戻つてくると、知杭州は成尋に対し好意的であり、近日中に天台山へ出発するように言つた、と報告しているのである。

そして五月三日、陳詠が府の役所へ赴き、申文に対し発行された通行許可証（公移⁽³⁾）を受け取つてくる。かくて成尋一行は天台山巡礼に赴くことができるようになったのであり、成尋は「悦び千万」と記している。以上に見たように、密航者であつたにもかかわらず、成尋等は特にお咎めもなく、申文を提出してから僅か一週間あまりで天台山への巡礼が許可されているのである。

宋朝の対応を観察すると、申文に対する裁可や公移の発給以外の面でも、密航者に対する態度としては好意的であったことが窺え、成尋もそのことに驚きを感じている。例えば四月二十日には、問官がわざわざ手配して、快宗等六人に金銀の両替を行わせたが、その際成尋は「問官の恩、不可思議なり」と記し、両替の手配してくれた問官の好意は非常なものである、と驚いている。また二十六日、成尋と陳詠が杭州府へ申文を提出に行つたところ、官衙で点茶の接待を受けている。さらに同日彼らは茶院に行って銀の花盤に香

湯を入れて飲んだといい、これも杭州側の接待であろう。

この他では、成尋は安下先の寺院を手配してくれるよう杭州府に願い出ていたようであるが、二十七日に杭州府の使者が宿舎にやつて来、安下先を興教寺とするよう府から指示が出されたと伝えている。即ち宋朝側は成尋一行の落ち着き先の寺院の手配までしているのである。なお成尋一行は二十九日、興教寺に参詣しているが、実際に宿泊はしなかつたようである。

2 天台山滞在中の対応

天台山巡礼の許可証を得た成尋一行は五月四日、天台山へ向けて杭州を出发した。錢塘江を渡つて西興鎮に至り、そこから浙東運河に入つて越州を過ぎ、曹娥堰から曹娥江を遡り、剡県からは陸路を旅し、十三日に天台山国清寺に到着した。この時成尋は「感涙抑え難し」と述べている。なお杭州府が発給した公移は、事実上のパスポートとしての役割を果たした。例えば四日に杭州を発つ際、通濟橋の次門において公移を見せたところ、すんなりと通行を許可されている。また浙東運河を航行中の六日・七日にも、公移を官人に見せて水門を開けてもらつていている。

天台山に着いた成尋は、国清寺や華頂山等を参拝して回つた後、五月二十日、国清寺の寺主とともに天台県の官人のもとへ赴いた。そして県尉秘書、次いで知県と会見し、携行してきた杭州公移を見せてている。

この後五月二十六日にも成尋は天台県へ赴き、知県に会うと、そこからさらに台州へ向かった。台州には二十七日に到着し、ここにあつた国清寺の廬院を宿泊所としている。翌二十八日、成尋は州の役所に赴くや知州・通判と会見し、国清寺に安下したい旨を言上した。以後成尋はしばらく台州に滞在し、六月四日に国清寺へもどった。

では、この間の宋朝側の対応はどのようであつたろうか。成尋は五月二十八日に台州の司理參軍秘書・通判・法曹參軍秘書の官衙を巡つてゐるが、その際いづれも茶のもてなしを受けており、法曹參軍秘書に至つては、わざわ

ざ成尋の手を取つて轎子に載せてやつてゐる。六月一日には通判が斎を設けて成尋をもてなしており、二日には司理參軍秘書・法曹參軍秘書等が成尋のもとを訪れて焼香し、金剛經等についていろいろと質問している。

三日になると知州が斎を設け、また成尋が朝廷への上表を知州に手渡すと、知州は速やかに上奏すると約束した。上表は六月一日条に全文が載つており、それを見ると五台山に赴き、聖跡を巡礼することの許可を求めるものであつたことが知られる。知州は国清寺に滞在することについてもあつさりと許可しており、成尋・国清寺にそれぞれ滯在許可証（公據・牒）を発行している。天台県・台州の成尋に対する態度は、杭州の公移があつたためでもあろうが、好意的であつたように見える。

さて閏七月六日、国清寺の寺主を通じて、台州が成尋に頼まれ朝廷に上奏した五台山巡礼の件に關して、朝廷より台州に通知が届き、それには五台山巡礼を許可すること、のみならず成尋一行を官員の護衛をつけて上京させ、皇帝に謁見させることができたことが記されていた、ということを知らされた。即ち朝廷は成尋の願いを許可しただけなく、護衛付きで上京させ、わざわざ皇帝が面会すると言つてきたのである。

そこで閏七月十二日から二十四日にかけて、成尋は再び台州へ赴き、十二日に知州と会見した。そして特に皇帝から勅が下されており、今回の朝廷の宣旨が重大なものであることを聞かされた。成尋は宣旨に従つて上京すると返答し、かくて成尋一行は都の開封へ向かうことになつたのである。この後、八月一日から五日にかけて、成尋は三たび台州に赴くと、上京許可書（帖）と旅費二百貫（実際には省略の規定があるので百九十八貫^④）を受け取つた。そして六日、成尋とその一行は国清寺の人夫を雇い、轎子及び法具・書籍等を担がせると、国清寺を出発し、開封へ向かつたのである。

3 天台山～開封までの対応

天台山～開封へのルートについて見ると、天台山～杭州までは往路をたどつ

ている。即ち剡県までは陸路を行き、剡県から曹娥江に入り、曹娥堰で浙東運河に入ると西進して西興鎮まで至り、そこから錢塘江を渡つて八月二十一日に杭州に到着した。そして二十四日に杭州を出発し、大運河を通つて開封へ向かい、十月十一日、開封に到着している。なお成尋一行は僧侶八名の他、銭百九十八貫（銭一文リ一匁リ三・七五グラムとすれば、百九十八貫では重量五百六十キログラムに達していたと推測）の他に法具・書籍等を携えた大所帯であった。

この時の沿路の州県の対応を見ると、まず銭等の大荷物を運ぶために多くの人夫が必要であつたが、それらの雇い賃は州県が負担したと見られる。即ち八月八日条を見ると、新昌県において、人夫に対する賃金を成尋一行が支払わぬよう知県が通達を出している。また杭州において、転運使の指揮によつて大運河を航行する船が手配されている（八月二十三日条）。大運河を航行中、船を牽引する兵士の供出も沿路の州県が行つた。例えば九月八日に常州において、兵士七、八人が派遣され、成尋一行の船を牽引した。十二日には長江を渡るに際し、潤州が兵士計四十人を出して成尋一行の船を牽引している。

これらの他、八月二十日の越州では、上京する日本僧侶が通るというので街中が飾り立てられたという。また通過する州県において、しばしば知州・知県が成尋一行を出迎えており、例えば八月二十五日、塩官県の長安堰に至った時、知県が挨拶に来たといい、九月三日、吳江県に至つたところ、知蘇州が吳江まで迎えに來ている。九月四日、蘇州にて成尋一行が転運使のもとへ挨拶に行つたところ、転運使がわざわざ手を取つて轎子に乗させてくれたとの記述も見られる。

知県・知州は成尋一行を出迎えるだけでなく、酒・茶等を頻繁に送つた（八月十一・二十七日、九月五・十三・二十一・三十日）。これについては揚州の酒庫が「指揮を奉じて日本僧に酒を送」つたと述べていて（九月十三日条）、そうするよう朝廷から命が下つていたと思われる。

4 開封滞在中における対応

十月十一日、成尋一行は開封へ到着し、安下処についての指示を船の中で待っていたところ、翌日侍中が一行のもとを訪れた。この侍中とは、これ以後成尋一行の世話をすることになる入内内侍省東頭供奉官・勾当御薬院・伝法院事の李舜粧であり、成尋は『參天台五台山記』の中で「侍中御薬」もしくは単に「侍中」「御薬」等と呼んでいる。

十三日になると太平興國寺の伝法院から、つとに八月四日、本院を安下処とするよう聖旨が降りていたとの連絡があり、そこで成尋一行は伝法院に赴いた。伝法院に到着すると、侍中御薬がやって来、成尋等に日々食事を提供することを約した文書に捺印することを求めた。また旅費の残りについて、その使途には一切関知せず、「意にまかせて使うべし」と言い、且つ安下盤纏、即ち生活費用には充てるなども言っており――要するに生活費は別途支給するということと解される——、成尋は「稀有のことなり」と驚いている。この日の夜には寒さを慮ってのことであるう、侍中御薬のもとより羊毛畳（絨毯？）が届けられた。ここでも宋朝側の対応は好意的且つ丁重であったと見なされる。

さて十月二十二日、成尋一行は朝見に赴いた⁽⁵⁾。客省の官人の先導で宮城の第一・第二・第三の門、さらに東華門を通り、休憩所に至り、そこから延和殿に行き、神宗皇帝に謁見した。そして五台山への参詣を許可することを伝えられた。なお成尋は御前にて袈裟等を賜っており、「過分の事なり」と感激している。また弟子の僧侶達も謁見を許されたことについて「是の事希有なり」とも述べている。こうして成尋一行は皇帝の前を辞去し、東華門のところの休憩所で昼食をとるが、その食事は「種々の珍果、菜飯記し尽くすべからず」というものであった。さらに成尋一行が伝法院にもどった後、相国寺・太平興國寺等を焼香して回るようにとの指示が侍中御薬から届けられ、さらに朝廷より一人当たり羊毛畳一枚が送られた。

二十三日、成尋は昨日の命に従い、入内内侍省の官人の案内で太平興國寺・

相国寺等を焼香して回った。その後朝廷から使者がやって来て、明日、官馬九匹を賜ることになったと報告した。成尋は「希有の朝恩」と感激しており、伝法院院主の三藏、文慧大師も馬を賜ることについて「感歎極まり無し」「隨喜讚歎す」であった。

二十四日は福聖禪院へ焼香に赴き、そこで皇帝勅賜の斎が設けられた。成尋はその内容を「饗膳善を尽くし美をきわ」めたと言っている。またこの日、伝法院にもどった後、成尋は九重の塔に登るが、これは勅許が無ければ登ることのできないものであった。さらに同日、客省から成尋等を五台山に赴き焼香させるとの文書（牒）が届いた。五台山巡礼に関しては、この後朝廷が出発の日取りを十一月一日と定めたことが二十六日に、五台山往復の旅費・馬・護衛の兵士は途中の州県に負担させることが二十九日に伝えられた。こうした宋朝側の対応に、成尋は「皆以て丁寧なる勅宣なり。朝恩不可思議、感涙禁じ難し」と述べている。

5 五台山往復中における対応

十一月一日、成尋一行は五台山へ出発した。一行は開封から鄭州・孟州と進み、黄河を渡って懷州・沢州・潞州・威勝軍・太原府・忻州・代州と河東路を嚴冬のさ中に北上して行き、十一月二十八日に五台山に到着した。

五台山往復の旅費、馬、護衛の兵士は、朝廷の指示通り沿路の州県が負担した⁽⁶⁾。また旅費の支給や兵士の派遣の他に、十九日、成尋一行が太原府に着くと、歓迎のため街中が色幕で飾り立てられていた。成尋は太原府に二十一日まで滞在するが、二十日には知府が斎を設けており、成尋はそれについて「莊嚴不可思議なり」と述べている。二十一日にも知府の斎があり、「又以て丁寧なり」と言っている。斎の他にも知府から粥・酒・醋等が送られ、さらに知府は道中の安全を祈り、成尋一行に文まで送っている。忻州・代州の知州も成尋一行のため斎を設けて歓待しているが、忻州の知州主催の斎は、先を急ぐからと辞退した。

こうして五台山に着いた成尋等は、二十九日から十二月一日まで大花巖寺等を精力的に参拝して回ると、慌ただしくも一日には五台山を出発した。そして往路と同じルートで開封を目指し、二十六日、開封に到着した。復路においても旅費の支給や護衛兵士の派遣は沿路の州県が負担した。その他、例えば三日には代州の繁時駅において、知県が挨拶のため成尋のもとを来訪している。四日・五日の代州駅では、知州が大斎を設けた他、粥や酒・菓子等を送り、官人も多く慰問に来たという。七日の忻州駅においても知州が酒や食料を送っている。また往路において成尋一行を特に歓待した知太原府は、復路においても粥等の食物や酒を送った他、斎を設け（十日）、成尋は「甚妙」「記し尽くすべからず」との感想を述べている。

十七日には潞州において、州の役所へ挨拶を行った成尋に対し、帰り際知州がわざわざ手を取って馬に乗せ、酒や種々の珍菓を送っている。二十日の沢州でも州から羊畠等を送られ、州が大斎を設けている。さらに二十二日の孟州河陽駅において、「駅荘嚴甚妙なり、堂々皆幕を懸かけ、帳を張」つていたというのも、成尋等を歓待するためと見られる。以上のように、朝廷から指示が出されていたこともあり、五台山までの沿路の州県は、成尋一行を丁重に扱つたと言つて良いであろう。

6 開封帰還と同行僧侶帰国までの対応

成尋一行が開封にもどつてからも、宋朝の一行に対する処遇は手厚いものであったと見なされる。例えば熙寧六年正月二十六日、神宗が太平興國寺に参詣するというので成尋等も赴き、中門のところで神宗に謁見し、茶菓を賜つた。また一月十五日は上元節であるため、その前後開封は大変な賑わいを見せるが、成尋等は特別にそうした開封城内の賑わいを見物することを許可された。例えば十四日、十八日には太平興國寺をはじめ開封城内のあちこちに赴き、舞樂等を見物している。

さて、成尋に同行した僧達は、かねてより日本に帰りたいと漏らしていた

ようで、成尋は一月十三日、同行した僧のうち頼縁・快宗・惟觀・心賢・善久の五人を帰国させるため、明州まで赴く際の通行許可書（公憑）を発行して欲しい、明州で僧侶達が無事に船に乗れるようにしてもらいたい、さらに明州の広惠教院を僧侶が乗船するまでの安下処としていただきたい、等の要望をまとめた申文を作製し、奏上してもらった。なお成尋に同行した僧には他に聖秀・長明がおり、うち聖秀の処遇は不明であるが、長明については、成尋はしばらく手元におき、聖節（皇帝の誕生日）に受戒させ、その後便に従い日本に帰国させたいと記している。

このようにして同行僧が帰国するための準備が進むのであり、一月二十三日、成尋は帰国する惟觀等に消息を託し、また收拾していた書籍等をも手渡した。⁽¹⁾二十五日には朝廷から五人の僧侶が帰国することを許可し、また明州までの沿路の州県に旅費等を負担させることを記した文書（文字・牒）が届いた。これを見た成尋は「皇帝の廣恩はまことに不可思議」と感想を述べている。成尋一行は、一月二十七日には宮中に参内し——五人の僧が帰国することの報告であるうか——、その際神宗から紫衣を賜つた。伝法院に帰ると院の僧達は、これは成尋への特別な厚遇の現れであると述べた。成尋は、院の老僧は皆黃衣を着ているのに、自分達が紫衣を賜つたのは「希有の事なり」と述べている。二月一日には宮中から日本の天皇に献納する品々が届けられた。

成尋は帰国する僧に託そと、三月十六日、新訳經及び真言教を購入するため顯聖寺に行き、十八日に新訳經を乞う奏状を作製、侍中御薬のもとへ送つた。これを受けて二十三日、顯聖寺の新訳經を賜うとの聖旨が下り、それは原則として外國へ経典を売ることは許さないが、奏状が出てるので特別に許可する、と記されていた。かくて二十四日、成尋は目録を見、新訳經を注文した。

なお五人の僧とは別に、成尋自身は天台山・五台山に赴いて修行を続けたことを明らかにしていた。そして二月二十五日には自ら天台山に帰ること

の許可を願う奏状を作製している。ところが三月二日～七日にかけて、神宗の依頼に基づいて雨乞いを行ったところ、見事に成功してしまった。そこで

三月二十八日に侍中御薬が訪れ、天台山へ行くことを禁止すると述べ、また成尋に大師の号が授与されることを伝えた。そこで成尋はやむなく天台山で二年、五台山で一年を修行した後、開封へ帰り、皇帝陛下の左右に随うと返答し、かくて成尋の中国残留が決定したのである。

この後、成尋一行は四月一日に朝見のため参内した。神宗にお別れの挨拶をするためであろう。四日には成尋に善恵大師号を授けるとの知らせが送られてきた。十三日にかねてから注文していた新訳経が届き、十四日には伝法院・福聖禪院等の僧達に別れの挨拶をすると、成尋一行は十五日、明州へ向け開封を出発した。

一行は大運河を通って杭州へ至り、錢塘江を渡り、浙東運河に入つて明州へと向かった。つとに旅費については沿路の州県が負担するよう一月二十五日に指令が出ており、それに従つて支給されていたと見なされる。また地方官は旅費以外にも一行をもてなしており、例えば五月一日～四日にかけて、揚州では知州が米や酒等を一行に送つた。また四日には揚州にて知州が一行を饗應し茶の湯を点じたのみならず、成尋等に杭州の好船を支給している。七日の潤州では知州から、十一日の常州では通判から酒等を送られており、二十九日の杭州では転運使の好意で新しい船に乗り換えることができたとある。六月四日には越州において知州から湯茶の接待を受けている。成尋一行は九日に明州に到着し、十日に広惠院に安下するが、ここでも知州から酒等を送られた。

こうして明州へ到達した成尋は、神宗から賜り預かっていた御筆文書及び物品、即ち神宗から日本の天皇にわたす挨拶状及び献納品を日本へ帰る僧達に託し、彼らを宋商の船に乗せたところで『參天台五台山記』の筆を描くのである。

以上に見てきた通り、成尋は宋朝が自分達を厚遇してくれていると感じており、宋朝の態度に対し「不可思議なり」「稀有の事なり」「感歎極まりなし」等といった言葉を連発している。実際に宋朝の成尋一行に対する態度は丁重で、客人扱いと言つても差し障りないように思われ、少なくとも一行を冷遇したという印象は持ち得ない。では一体なぜ宋朝は成尋一行をかように扱つたのであろうか。

このことについて考える時、まず着目すべきは、先行研究においても指摘されているように、宋朝が成尋一行を単なる巡礼僧ではなく、事実上の朝貢使節と見なしていたと考えられる点である。例えば成尋一行が開封に到着後、朝見に赴くに先立つて客省の官が彼らのもとを訪れ、朝見は「蕃夷朝貢条貫」の作法・儀礼に基づいて行われることを通達している（熙寧五年十月二十一日条）。また客省とは、『宋史』卷一六六職官志に

客省、使・副各二員。掌国信使見辞宴賜、及四方進奉・四夷朝覲貢獻之儀、受其幣而賓礼之。

とあるように外国の使節からの献納品を受納したり、使節をもてなしたりすることを掌る官厅であった。さらに『宋会要輯稿』蕃夷七一三三「歴代朝貢」、熙寧五年十月二十二日条には、日本國の僧成尋が銀の香炉等を神宗に献納したことが記されており、このことからも宋朝が成尋を事実上の朝貢使節に分類していたことが窺える。宋朝は成尋一行を一応朝貢使節、即ち客人と認識していたため、丁重に扱つたと考えられるのである。

このように僧を事実上の朝貢使節と見なし、客人として待遇するのは、実は何も成尋一行に対してのみ行われたことではない。例えば熙寧五年に天竺から開封へ来た僧が、成尋達と同様に伝法院を安下先に指定され、五台山巡礼を許可されただけでなく、五台山へ向かうに当たっては使臣が付き添い、且つ途中駅馬・通馬等を支給された等というケースがある。⁽⁸⁾ また太平興國八

年（九八三）に日本僧龜然が入宋したが、宋朝は龜然の天台山・五台山への巡礼を許可し、巡礼に赴くに際しては宣旨を下し、通行許可書（公憑）や口券・駅銭等を支給する等して旅が円滑になるよう配慮した。さらに開封において、太宗自らが龜然に謁見を賜つており、帰国に際しては、大藏經・新訳經等を下賜している。⁽⁹⁾ 龜然に対する宋朝の待遇は、成尋に対する待遇とよく似ている。

宋朝と日本は正式の国交を結んでおらず、それ故宋朝が時折訪れる日本僧を事実上の朝貢使節と見なしたもの無理からぬことであろう。特に成尋が入宋した神宗時代は対外的積極策が取られた時期であり、例えば高麗に対して使者を派遣し、国交通商を復活させた。日本に対しても商人に牒状を持たせて派遣し、入貢を促している。⁽¹⁰⁾ 宋朝は成尋を厚遇する見返りとして、日本が正式の朝貢使節を派遣し、宋と国交を結ぶことを望んでいたと考えられる。

なお頼縁等が帰国した後、日本の朝廷では、彼らが神宗から渡された天皇への御筆文書や献納品を受納するかどうかをめぐって議論が行われた。⁽¹¹⁾ 神宗の御筆文書や献納品を天皇が受納するということは、日宋間で国交を結ぶことになりかねず、対外政策に消極的であった日本朝廷としては、それはできれば避けたい問題であった。しかし議論の末、結局は受納することになったのであるが、今度はどのような品を返納するか、神宗の国書に対する返事（返牒）をどのように書くかが朝廷内部で問題となり、ようやく返納品・返牒を宋商に託したのは、頼縁等が帰国してから実際に九年目の永保二年（一〇八二、宋元豐五年）のことであった。

宋朝が成尋を厚遇した理由としてもう一つ挙げなければならないのは、成尋が日本で非常な高僧であったことである。成尋の経歴⁽¹²⁾について見ると、彼は七才の時に京都岩倉の大雲寺に入り、文慶を師とした。文慶は三条天皇の護持僧をつとめた名僧であり、成尋は文慶から伝法血脉を受けている。この後成尋は長久二年（一〇四四、宋慶暦四年）、三十三才の時に大雲寺別当となり、天喜二年（一〇五四、宋至和元年）には天台宗や真言宗で最高の僧位

である阿闍梨に補任された。当時、藤原頼通が関白をつとめており、頼通は宇治の別荘に大日如来の像を安置して寺院とし、平等院と名付け、阿闍梨を置いて法行を行わせていた。成尋もそうした阿闍梨の一人に選ばれ、約二十年にわたって頼通の護持僧をつとめている。治暦四年（一〇六八）、後冷泉天皇の崩御と同時に頼通が関白を辞任したため、成尋も護持僧をやめた。そしてこの頃から中国へわたって五台山に詣でようという考えを抱き始め、天皇に渡航の申し文を提出した。ところが僧侶としての成尋に対する評価が極めて高かったため、天皇や貴族は成尋を手放したがらず、申し文を裁可しようとしなかった。そこで成尋はやむなく密航によって入宋したのである。

成尋が日本の高僧であるということは、入国以後、行く先々で陳詠を通じて宋朝側の官に伝えられたと推察される。また成尋は阿闍梨に任せられた際に発給された「阿闍梨官符」（阿闍梨の任命書）を携行していた。「阿闍梨官符」はその全文が熙寧五年十月十四日条に載せられているが、それを見ると成尋は胎藏・金剛界の大法、護摩秘法、諸尊別行儀軌等を学んだ高僧であることが一目瞭然となる。『參天台五台山記』によれば、「阿闍梨官符」は熙寧五年十月十四日、開封において神宗の求めに応じて官に提出したというが、それ以前にも宋朝側の官に提示していた可能性は否定できない。

さらに成尋は「阿闍梨官符」とともに、藤原頼通の二女で、後冷泉天皇后であった皇太后四条宮實子や、太后太后宮亮の自筆の經典及びゆかりの品を所持していた。そうしたことでも成尋が日本朝廷に近い高僧であるとの印象を宋朝側に与え、成尋を丁重に扱わせたと考えられる。例えば天台県の知県は、成尋が持参した皇太后直筆の法華經を見て感喜極まりなかつたといふ（熙寧五年五月二十六日条）。果たして本当に感喜極まりなかつたのか、成尋の思い入れがあるようにも見えるが、仮にそうであつたとしても、知県は日本の中後太后直筆の法華經を所持している成尋に一應の敬意を払い、粗末に扱わなかつたのではないだろうか。

このように成尋が日本の朝廷に近い高僧であつたことに加えて、中国で様々

な奇跡を起こしたこと、成尋が高僧であることを宋朝側に印象づけ、彼とその一行を厚遇させる一因になつたと考えられる。例えば成尋一行が五台山に到着した日、五色の雲が現れたという（熙寧五年十一月二十八日条）。開封へ戻った後、入内内侍省の官が成尋のもとを訪れ、五台山巡礼の様子についていろいろと訊ねた際、成尋はこのことを報告している（熙寧六年正月二十日条）。また成尋は神宗の依頼を受けて雨乞いを行つたところ、見事に雨を降らせたのである（同年三月二日～七日）。

厚遇の理由として第三に指摘すべきは、成尋が天台宗の高僧であったことである。⁽¹³⁾ 中国の天台宗は、唐代後半の会昌の廢仏以降、五代の乱世を経る間に衰退し、典籍さえ散佚してしまい、日本や高麗から典籍を逆輸入しなければならないという状況であった。一方、日本の天台宗は、成尋が入宋する頃には密教の導入によつてその教理学が組織化され、不動の基礎を築いており、中国の天台宗から特に学び取るものはないという段階に達していたといわれる。

こうした状況の中で成尋は入宋したのであるが、天台宗の総本山である天台山において講会に出席したところ、ただ『天台大師伝』を読むだけという内容のなさに「最も奇怪なり」と感想を漏らしている（熙寧五年五月二十四日条）。そして日本で修していくのと同じ儀軌によつて法華法の修法壇を莊厳したところ、国清寺の寺主以下わざわざそれを見学に來たという（同年五月二十二・二十三日条）。

また成尋は天台系を中心とする六百巻にも及ぶ典籍を日本から持ち込んでいた。それらの中には日本で撰述された典籍以外に、隋唐時代に中国で撰述された典籍も多数含まれ、中国撰述書の多くは既に中国で散佚しているものであった。⁽¹⁴⁾ 成尋はこうした典籍を、しばしば求められて天台山の僧に貸与しており、例えば国清寺の寺主に『懺法略私記』『我心自空図并釈』を貸与したところ、寺主は「感喜少なからず」であった（熙寧五年六月十日条）。成尋は典籍を僧のみならず台州の地方官にも貸与した。即ち知台州に『天台教

目録』『真言書目録』を、通判には成尋の自著『觀心注法華經』を貸与している（同年六月十一日条）のはその一例である。彼らの反応を見ると、知台州は「感喜極まりなし」、通判は「隨喜千万、承悅」したと記されている（同年六月十五日条）。このように成尋から典籍を借り受けたり、成尋の法行を目の当たりにした僧や地方官達は、日本の天台宗の発達ぶりを目の当たりにし、成尋に対しても敬意を払つたという側面があつたのではないだろうか。

成尋は開封にあっても、日本の天台宗の儀軌に基づき法華經壇を築いて法華法を修めたが、それを見た僧達はやはり「感歎極まりなし」「隨喜感歎す」といった様子であった（熙寧六年正月一日～四日条）。相国寺經藏戒律院の圓則座主に至つては、成尋の弟子となつて法華法を授けられることを懇願し（同年二月二十四日条）、翌々日、成尋は圓則に対し、実際に法華法を受けたのである（同年二月二十六日条）。また成尋が呉枢密⁽¹⁵⁾ の家に呼ばれ、天台の教義についてあれこれと質問を受けた後、斎のもてなしを受けたという記述もある（同年三月二十一日条）。開封においても、成尋と接し、その天台宗に関する高度で深い教養や学識を知つた僧や官僚達は、成尋に一日置いて厚遇したのであろう。以上の如く、成尋が宋朝によつて丁重に扱われたのは、彼が事実上の日本使節、単なる高僧というだけでなく、当時の中国では衰退してしまつた天台宗の高僧であつたということ、理由の一ひとつと考えられるのである。

おわりに

以上に見たように、宋朝は成尋とその一行を終始丁重に扱つた。その理由として、宋朝が彼らを事実上の朝貢使節、即ち客人と見なしていたことに加えて、成尋が日本の朝廷に近く、奇跡を起こすような高僧であつたこと、さらに中国では衰退してしまつた天台宗の高僧であつたこと、等も挙げられよう。

さて、宋朝は諸外国の使節に対し、蕃望と呼ばれるランク付けを行っていた。具体的には遼・西夏・高麗の使節が別格とされ、それに宜州・黎州・交

州の使節が続々、次いで占城・回鶻・大食・三仏斎の使節があり、日本の使節は大理・亀茲・真臘等と並んで最下位に位置づけられていたという。⁽¹⁶⁾ とすれば宋朝が成尋を「厚遇」したといつても、成尋は「希有のことなり」等といって頻りに感激しているけれども——それが宋朝にとって果たしてどの程度の「厚遇」であったかは、日本以外の外国から来た僧や使節に対する宋朝の待遇と比較をしてみなければわからないであろう。また成尋に対する待遇と、他の時代に中国に渡った日本僧、例えば唐代の円仁に対する待遇とを本格的に比較してみることも必要と考えられる。それらについては今後の課題としたい。

[註]

(1) 例えば石井正敏「入宋巡礼僧」(『アジアのなかの日本史』五、東京大学出版会、一九九二年)、王麗萍「宋代の日本觀」(『宋代の中日交流史研究』、勉誠出版、一〇〇一年)、夏應元「『參天台五台山記』から見た成尋在宋中の収入と待遇について」(『8—17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流』(上)、代表村井章介、平成十二年(十五年度科研報告書、二〇〇四年)等。

(2) 『參天台五台山記』に見える「問官」の語義に関しては、石井正敏「『參天台五台山記』にみえる「問官」について」(『8—17世紀の東アジアにおける人・物・情報の交流』(上))において検討が為されている。

(3) 『參天台五台山記』に見える宋朝の公文書を検討した論考として、遠藤隆俊「宋代中国のパスポート——日本僧成尋の巡礼——」(『史学研究』二三七、一〇〇一年)、王麗萍「『參天台五台山記』に見える文書について」(『仏教史学研究』四二一一、一九九九年)、同「宋代の公凭に

ついて」(『大谷大学大学院研究紀要』一七、二〇〇〇年、後いずれも『宋代の中日交流史研究』に再録)が挙げられる。

(4) 省陌の規定についての専論として、宮澤知之「唐宋時代の短陌と貨幣経済の特質」(『史林』七一一、一九八八年、後『宋代中国の国家と経済』、創文社、一九九八年に再録)がある。

(5) 朝見の様子については藤善眞澄「宋朝の賓礼——成尋の朝見をめぐって——」(『関西大学東西学術研究所紀要』三六、一〇〇三年)において詳細な検討が為されている。

(6) 宋朝による旅費、特に錢の支給状況については、井上泰也「成尋の『日記』を読む——『參天台五台山記』の金錢出納——」(『立命館文学』五七七、二〇〇二年)に詳しい。

(7) 成尋が中国で収集した書籍については、藤善眞澄「成尋の齎した彼我的典籍——日宋文化交流の一齎——」(『仏教史学研究』二三一一、一九八一年)、村井章介「天台聖教の還流——『參天台五台山記』を中心にして——」(『奈良・平安期の日中文化交流——ブックロードの視点から——』、農文協、一〇〇一年)等において紹介されている。

(8) 註(5)藤善論文、三頁。

(9) 上川通夫「裔然入宋の歴史的意義」(『愛知県立大学文学部日本文化学科論集』五〇、二〇〇二年)、九〇一七頁。

(10) 宋朝の対外政策については森克己『日宋貿易の研究』(国立書院、一九四八年)を参照した。

(11) 当時の日本側の対応については原美和子「成尋の入宋と宋商人——入宋船孫忠説について——」(『古代文化』四四一、一九九一年)の中で検討されている。

(12) 成尋の経歴は森克己「『參天台五台山記』について」(『駒沢史学』五、一九五六年、後『統日宋貿易の研究』、国書刊行会、一九七五年に再録)、伊井春樹「成尋の入宋とその生涯」(吉川弘文館、一九九六年)等を参

照した。

- (13) 以下、日中の天台宗の消長や天台僧としての成尋の活動については、塚本善隆「成尋の入宋旅行記に見る日支仏教の消長——天台山の巻——」(『支那仏教史学』五一三・四、一九四二年、後『塚本善隆著作集』六、大東出版社、一九七四年に再録)による。
- (14) 成尋が日本から持ち込んだ典籍は、註(7)藤善・村井論文において紹介が為されている。
- (15) この吳枢密とは当時の枢密副使吳充のことである。成尋が接触した宋人を検討した論考として、藤善真澄「成尋をめぐる宋人——『參天台五台山記劄記』二の一・二」(『関西大学東西学術研究所紀要』二六・三一、一九九三・九八年)がある。
- (16) 註(5)藤善論文、一七頁。